

2027年度向け
ブラックスタート機能募集要綱



2022年10月
四国電力送配電株式会社

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	注意事項	2
第3章	用語の定義	5
第4章	募集スケジュール	7
第5章	募集概要	8
第6章	応札方法	1 3
第7章	評価および落札案件決定の方法	1 6
第8章	契約条件	1 8

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降の電気事業におけるライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 四国電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の電力系統において広範囲に及ぶ停電等が発生した場合でも、外部電源より発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うこと（以下「ブラックスタート」といいます。）ができる、復旧に必要な電源等（以下「ブラックスタート機能」といいます。）を入札により募集します。
3. 本要綱では、当社の募集するブラックスタート機能が満たすべき条件、評価方法等について説明します。

落札後の権利義務関係等については、募集に合わせて公表するブラックスタート機能契約書【標準契約書】（以下「ブラックスタート機能契約書」といい、これにもとづく契約を「ブラックスタート機能契約」といいます。）を併せて参照してください。
4. 応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、本要綱に定める募集条件等にもとづき、ブラックスタート機能を提供できる事業者を入札により募集します。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件ならびに募集にあわせて公表するブラックスタート機能契約書の内容を全て了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 落札者は、ブラックスタート機能契約を締結していただく必要があります。
- (6) 応札者が、入札書提出後に応札の辞退を希望する場合は、すみやかに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。入札を辞退された場合は、すみやかに入札書を返却します。
- (7) 本要綱にもとづくブラックスタート機能契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (8) 応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。応札者の事業主体は、日本国において法人格を有するものとします。

また、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業全ての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。

以下のいずれかに該当する関係にある複数の者が本入札の応札を希望する場合は、原則として、そのうち一の者による応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。なお、個別に応札する場合は、入札書（様式1）の「10 資本関係または人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いします。

※本要綱は、独占禁止法に違反する談合行為を容認するものではありません。独占禁止法に触れるような行為のないように、応札者にご注意ください。

a 資本関係

(a) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合

(b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b 人的関係

(a) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいいます。）の業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c その他、上記イまたはロと同視しうる関係

(9) 当社または落札者が第三者と合併、会社分割またはブラックスタート機能契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、ブラックスタート機能契約承継の詳細な取扱いについては、募集にあわせて公表するブラックスタート機能契約書を参照してください。

(10) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、ブラックスタート機能契約の交渉に要する費用等）は、全て応札者で負担していただきます。

(11) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

(12) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合については除きます。

(13) 応札者は適格請求書発行事業者の登録が必要となります。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を、相手方の了解を得ることなく、第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし、当社は電気事業法および関連法令にもとづく監督官庁からの情報提供要

請等への対応のため、必要最小限の範囲で監督官庁へ入札情報の一部を提供いたします。

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記のお問い合わせ先より受け付けます。お問い合わせにあたっては、はじめに「ブラックスタート機能募集要綱に対する意見」と記入したうえで、ご意見・お問い合わせを記入してください。

なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社お問い合わせ先（メールアドレス）：aps-koubo-shikoku@yonden.co.jp

第3章 用語の定義

(1) 応札者

本要綱にもとづき入札書を提出される事業者をいいます。

(2) 落札者

本要綱にもとづき評価した結果、当社がブラックスタート機能契約を締結することを決定した応札者をいいます。

(3) 契約電源等

当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備^{*}をいいます。
^{*}技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知します。

(4) ブラックスタート機能の提供

当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な発電所等の所内電力を供給することをいいます。

(5) 非常用発電機等

発電機を起動するために必要な電力または動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置をいいます。

(6) 専用線オンライン指令

当社がブラックスタートを行なうため、当社中央給電指令所または系統制御所から、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的にブラックスタート機能を具備した契約電源等へ発電等を指令することをいいます。

(7) 系統連系技術要件

当社が維持・運用する電力系統に接続する電源等に求める技術的な要件をいいます。

(8) ガバナフリー運転機能

電源等の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気または水量を自動的に調整する装置である调速機(ガバナ)により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転を行う機能をいいます。

(9) 電圧調整機能

一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置(AVR装置等)により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能をいいます。

(10) 発電機自己励磁現象

無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇する現象をいいます。

(11) インラッシュ過電流

変圧器充電時に発生する励磁突入電流(インラッシュ電流)が過剰に流れることをいいます。

(12) 不平衡電流

三相交流送電において、全ての相の電流が同じ大きさではない状態をいいます。

(13) リレー

短絡などの設備故障時に生じる電力系統異常を検知する装置をいいます。

(14) トリップ

発電機や電力系統の異常をリレーにより検出した場合、リレーにより遮断器を開放して異常設備を電力系統から切り離すことをいいます。

第4章 募集スケジュール

2027年度向けの募集における入札公表から、ブラックスタート機能契約の締結までのスケジュールは以下のとおりです。

日程	ステップ
2022年8月12日～ 2022年9月12日	募集の実施および募集要綱案の公表 募集要綱案への意見募集（RFC）
2022年9月13日～ 2022年10月13日	募集要綱の確定
2022年10月14日～ 2023年4月12日	入札募集
2023年4月13日～ 2023年5月14日	落札案件の選定
2023年5月15日	落札案件の決定
2023年5月16日～ 2023年6月30日	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結
(2023年度内[未定])	(容量市場メインオークション開始)
(2023年度内[未定])	(容量市場の約定電源等の決定)
(2023年度内[未定])	落札者との基本料金に係る覚書の締結

上記スケジュールは、必要に応じて変更する場合があります。その場合、速やかにお知らせいたします。

第5章 募集概要

1. 募集内容およびブラックスタート機能が満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 入札単位

ブラックスタート機能を提供するために必要な範囲※を入札単位といたします。
なお、入札書は、入札単位ごとに「第5章 募集概要. 1. (5) 設備要件」に定める各機能を具備するユニットを提出様式に従い記入のうえ提出してください。
※技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知しません。

(2) 募集規模

2 発電所を募集いたします。

(3) ブラックスタート機能の提供期間

ブラックスタート機能の提供期間（以下「提供期間」といいます。）は、2027年4月1日から2028年3月31日までの1年間とします。

入札していただく発電所は、提供期間の開始までにブラックスタート機能の提供に必要な工事や試験等が完了し、「第5章 募集概要 1. (5) 設備要件」に定める機能・設備を具備していることが必要です。また、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合、提供期間の開始までに当該工事や試験が完了していることが必要です。

（当社が管轄する設備の工事の可否と工事に要する期間は「第5章 募集概要 1. (7) c ブラックスタート機能についての技術検討」に定める項目について検討したうえで当社が判断いたします。）

(4) 対象電源等

「第5章 募集概要. 1. (5) 設備要件～(7) その他」を満たすこと、ならびに入札時点で、当社の電力系統に連系することについての技術検討およびブラックスタート機能についての技術検討が完了していることが必要です。

それらの要件を満たしていないと当社が判断した場合、その入札は無効といたします。

(5) 設備要件

応札していただく電源等については、提供期間の開始までに必要となる工事や試験等を完了し、以下の機能・設備を具備していただきます。各機能の詳細については、別途協議させていただきます。

- (a) 非常用発電機等
- (b) ガバナフリー機能
- (c) 電圧調整機能

(d) 当社からの指令で起動が可能であること

(e) 信号

応札していただく電源等については、ブラックスタートに必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものといたします。）へ準ずる必要があります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、原則として、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

【送信信号】

ア 現在出力

イ 現在周波数

(6) 運用要件

(a) ブラックスタート機能の維持

ブラックスタート機能については、あらかじめ定める補修停止等の期間を除き、常時、使用可能な状態であることが必要です。

(b) 定期点検、補修作業時期の調整の応諾

定期点検、補修作業等による計画停止を予定している場合、他発電所等の作業との重複等を避けるため、必要に応じて期間の調整をさせていただきます。

(c) 復旧訓練への参加

当社電力システムにおける広範囲におよぶ停電時からの復旧訓練および対象システムの停電時からの復旧訓練に参加していただきます。

(d) トラブル対応

不具合の発生時には、すみやかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

(7) その他

a 技術的信頼性

(a) 応札していただく電源等は、発電実績を有すること、または発電実績を有する者の技術的支援等により、ブラックスタート機能の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されていることが必要です。

(b) (5) および (6) で定める要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

- ・試験成績書の写し等，発電機の性能を証明する書類等の提出
- ・現地調査および現地試験
- ・その他当社が必要と考える対応

(c) 提供期間において，定期点検の結果等により，契約電源等の機能等に変更があった場合は，適宜，当社に連絡していただきます。

b 電源等が準拠すべき基準

応札していただく電源等については，電気事業法，環境関連諸法令等，発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

c ブラックスタート機能についての技術検討

(a) 応札者は，入札時点までに，ブラックスタート機能についての技術検討を完了することが必要です。

(b) 技術検討に必要なデータを不備なくご提出いただいた場合，標準検討期間は6カ月程度です。

(c) なお，過去に技術検討が完了しているブラックスタート機能については系統状況の大きな変更や発電設備等の変更がない限り，原則として再度の検討は不要となります。ただし，今後の国や電力広域的運営推進機関の審議会における議論などを踏まえ，信頼度や復旧時間に係る考え方の見直しが必要となった等の場合は，追加の技術検討を実施する場合がございます。

(d) 技術検討の結果，入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要と判断された場合，当該工事費用の全部または一部を負担^{*}していただくことが必要です。

※費用負担の範囲については，工事目的・内容，当該工事により得られる効果等を勘案のうえ協議により決定いたします。

(e) 技術検討は，当社が管轄する設備の工事により，発電所がブラックスタート機能の提供ができる全ての可能性を検討するものではなく，明らかに多額の費用や長期の工事期間を要する大規模工事^{*}の発生が見込まれる場合については，具体的な検討は行なわずブラックスタート機能の提供不可としてご回答することがあります。）

※ 例) 変電所の新設，送電線・鉄塔の新設 等

(f) 以下の項目について技術検討が必要です。

ア 発電機自己励磁現象

無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇しないことを評価いたします。

イ 定常状態での過電圧

無負荷送電線からの充電電流による定常的な電圧上昇を評価いたします。

ウ インラッシュ過電流

変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）を評価いたします。

エ 過渡過電圧

インラッシュ電流に多く含まれる第二高調波と、系統固有の共振周波数が一致する場合に発生する共振性過電圧の有無を評価いたします。

オ 不平衡電流

インラッシュ電流に伴い発生する不平衡電流により、リレー動作トリップが発生しないことを評価いたします。

カ 系統事故時のリレー動作可否

ブラックスタート初期は系統容量が小さいため、事故電流も小さくなることから、系統事故時にリレーが正常に動作できるか評価いたします。

キ ブラックスタート機能の安定負荷供給方法

ブラックスタート機能が安定運転できる出力となるまでの負荷供給ルート、手順、時間を検討いたします。

ク 対策および復旧手順の検討

上記ア～キの検討項目での評価・検討結果を踏まえ、設備絶縁破壊やリレー動作トリップなど復旧の支障となる事象の回避対策や復旧手順を検討いたします。

ケ 発電能力（発電機容量・連続運転可否等）の確認

上記クで検討した復旧手順に応じてブラックスタート機能に求められる発電能力を確認いたします。

コ 必要な機能・スペックの調整、確認

ブラックスタート機能を提供いただくうえで、発電機に求められる機能、スペック、その他当社が必要と判断したものについて調整、確認いたします。

- d 当社の電力系統に連系することについての技術検討
入札していただく発電所は，入札時点で当社の電力系統に連系することについての技術検討が完了していることが必要です。

第6章 応札方法

1. 応札者は、以下のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。提出された入札書（写し含む）は返却しませんので、あらかじめ了承願います。

なお、入札書類および印鑑証明書は電子データでの提出は認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、入札前に当社へ事前相談のうえ当社が認めた場合のみ、電子データでの提出を可能とします。

(1) 入札書の提出

a 提出書類

様式1『入札書』および添付書類

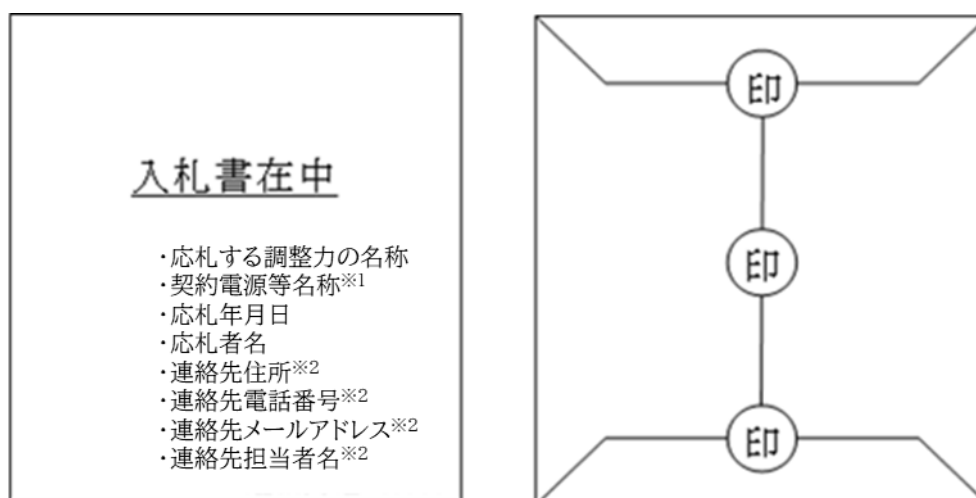
入札書の概要は以下のとおりです。

- (a) 入札書（様式1）
- (b) 応札者の概要（様式2）
- (c) 電源等の仕様（様式3-1, 3-2）
- (d) 電源等の主要運用値・起動停止条件（様式4-1, 4-2, 4-3）
- (e) 電源等の運転実績について（様式5）
- (f) 運用条件に関わる事項（様式6）
- (g) 入札書に押印した印章の印鑑証明書

※(c) および(d) について、非常用発電機等に該当する発電機に係る記入は不要です。

b 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ、持参または郵送により提出してください。入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようになっています。



※入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

- c 提出場所
高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社 系統運用部 給電グループ
- d 募集期間
2022年10月14日(金)～2023年4月12日(水)
(a) 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

(b) 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。
- <連絡先>
四国電力送配電株式会社 系統運用部 給電グループ
電話：(087) 802-6350 (代表回線)
- e 入札を無効とするもの
(a) 記名押印のないもの
(b) 提出書類に不備または虚偽の内容があったもの

(2) 入札価格および最低保証額について

入札価格、および「ブラックスタート特有の機能維持に必要な最低限の費用相当額」(以下「最低保証額」といいます。)は、以下のとおりといたします。

- a 入札価格は、契約電源等を維持するために要する年間費用(適正利潤を含みます。)から、卸電力市場への投入等による期待利潤(ただし、容量市場からの期待利潤は除きます。)を控除した値(円)としていただきます。また、ブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合、当該工事費用のうち応札者が負担する費用は入札価格に算入可能といたします。ただし、上記により算定した入札価格が最低保証額を下回る場合は、最低保証額を入札価格としていただきます。
- b 落札した契約電源等について、「第8章 契約条件 1.(2)基本料金」の算定式により算出した金額が最低保証額を金額を下回る場合は、最低保証額を基本料金としてお支払いいたしますので、「(様式1)入札書」に最低保証額を記載いただきます。最低保証額は、上記年間費用のうち、ブラックスタート機能を維持するために追加的に発生する非常用発電機に係る費用、訓練費等の年間費用(適正利潤を含みます。)の金額としていただきます。
- c 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、入札価格および最低保証額に含めないでください。

d 事業税相当額の取扱いについては、以下の（a）、（b）を選択のうえ、「（様式2）応札者の概要」で提示していただきます。

（a）収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、当該事業税相当額は入札価格および最低保証額に算入しないでください。

（b）収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額を加算はいたしませんので、それを踏まえた入札価格および最低保証額としてください。

※応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。
※税制改正等の外的要因により応札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。

（3）その他留意事項

a 追加資料提出

当社は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

b 目的外利用

提出資料および募集手続きを通じて知り得た情報は、当社はブラックスタート機能契約以外の目的で使用いたしません。

2. 郵送で応札する場合、以下の点に留意のうえ、「第6章 応札方法1.（1）c 提出場所」に記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。

（1）入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。

（2）一般書留または簡易書留で郵送してください。

（3）郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。

※「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。

※期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。

※郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。

（4）郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 本要綱第2章の注意事項を守り、第5章で定める要件を満たす入札案件を評価対象とします。
2. 応札された案件が本要綱第5章で定める要件を満たすかを、当社との間で実施した第5章で定める技術検討の結果(完了の有無を含みます。), および提出書類(必要に応じて当社が求めた追加資料も含みます。)の内容にもとづき確認いたします。なお、第5章の内、「(6) 運用要件」については、当該事項に応じることを前提に入札いただいたものと見做します。
3. 本要綱第5章で定める要件を満たす入札案件が、募集規模を上回る場合は、以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。

(1) 評価用入札価格の算定

評価用入札価格は、容量市場への応札有無を問わず、以下式のとおり算定するものといたします。

評価用入札価格 = 入札価格 - 容量市場からの想定期待利潤

容量市場からの想定期待利潤

= 想定期待容量^{※1} × 2022年度容量市場メインオークションの指標価格
(Net CONE : 9,557 円/kW) - 想定経過措置控除額^{※2}

※1 電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)が公表する「容量市場メインオークション募集要綱(対象実需給年度:2026年度)」(以下「2026年度容量市場要綱」という。)に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値とし、入札書に記載いただいた数値とします。なお、第8章(2)の算定で用いる期待容量と異なる場合があります。

※2 2026年度容量市場要綱「第7章 契約条件」に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とし、入札書に記載いただいた数値とします。なお、容量市場へ0円/kWで応札するものと仮定して算定するものとします。

上記算定式により算出した金額が最低保証額を下回る場合は、最低保証額を評価用入札価格といたします。

(2) 落札案件の決定

評価用入札価格が安価なものから落札案件を決定いたします。

4. 落札者決定後の手続き

落札案件決定後、全ての応札者に結果をお知らせいたします。落札者は、2023年6月30日までに、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。

第8章 契約条件

1. ブラックスタート機能契約における主たる契約条件は、以下のとおりです。

(1) 契約期間

契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづく全ての債務の履行が完了した日までといたします。

(2) 基本料金

以下の算定式により算定した金額を基本料金としてお支払いいたします。

なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2027年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものといたします。

$$\begin{aligned} \text{a 基本料金} &= \text{本募集の入札価格} - \text{容量市場から支払われる対価相当額} \\ &\quad \text{容量市場から支払われる対価相当額} \\ &= \text{期待容量}^{*1} \times \text{約定価格}^{*2} - \text{経過措置控除額}^{*3} \end{aligned}$$

※1 広域機関が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2027年度）」（以下「2027年度容量市場要綱」という。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値とします。なお、合理的な理由がある場合を除き、第7章3（1）の想定期待容量を下回らないものとします。

※2 2027年度容量市場要綱に規定する「約定価格」の決定方法により決定された値とします。

※3 2027年度容量市場要綱に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とします。なお、本契約における契約電源等を2027年度向け容量市場へ応札しなかった場合および応札し落選した場合は、0円/kWで応札したものと見做して算定するものとします。

注 上記の基本料金算定式は、現時点で広域機関が公表している2026年度容量市場要綱の規定を前提としております。今後、国の各審議会、容量市場要綱に関する意見募集等を踏まえて、規定内容が変更となった場合は、変更後の内容に従って算出するものといたします。また、※1および3について、発電所の一部ユニットを入札し、容量市場要綱に規定する算定方法に準じて算定することが困難であると当社が判断した場合、別途、応札者と協議のうえ、合理的な値を算定するものとします。

b 上記算定式により算定した金額が最低保証額を下回る場合は、最低保証額を基本料金といたします。

- c 上記により決定した基本料金を 12 で除して月毎に分けて支払う（翌月払い）ものとします。ただし、3月分については翌々月払いといたします。
- d 端数は、年度末の3月分で調整するものとします。

（3）従量料金

ブラックスタートによる電力供給に係る料金については、別途協議により定めるものといたします。

- ※（2）（3）について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。事業税相当額は、収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、収入割を含む・収入割を含まない、いずれに該当するか、「（様式2）応札者の概要」で提示していただきます。

（4）契約の解除

- a 契約者または当社が、ブラックスタート機能契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違反した相手方に対して、書面をもってブラックスタート機能契約の履行を催告するものとします。
- b 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方がブラックスタート機能契約を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、ブラックスタート機能契約を解除することができるものとします。
- c 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方に対し、損害賠償の責を負うことといたします。
- d 契約者または当社が、ブラックスタート機能契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、ブラックスタート機能契約を解除することができます。

（a）破産手続開始，民事再生手続開始，会社更生手続開始，特別清算開始等の申立てがあった場合

（b）強制執行，差押，仮差押，競売等の申立てがあった場合

（c）手形交換所から取引停止処分を受けた場合

（d）公租公課の滞納処分を受けた場合

（e）その他，前各号に準じる事由が生じたとき

（5）契約者の自己都合による解約または解除に伴う費用負担

契約者の都合によって契約を解約または解除することとなった場合は、（4）に

かかわらず、当社は、代替手段を確保するために要した費用の実費の負担を入札者に求めることができるものとし、入札者は、これに応じていただきます。

(6) 運用要件の遵守

契約者は、契約電源等について本要綱第5章に定める運用要件およびブラックスタート機能契約における運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。